

常総市農業委員会委員及び常総市農地利用最適化推進委員の募集要項

現在の委員が令和8年7月30日をもって任期満了となるため、改めて農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	19名	17名（各担当地区1名で17地区）
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関して、その職務を適切に行うことができる者。	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のため積極的に活動ができる者。
資格要件	次の要件に該当する者 ① 20歳以上であって、市内に住所を有する者 ② 市が設置する他の行政委員会及び付属機関の構成員でないこと ③ 市の一般職に属する職員でないこと なお、次のいずれかに該当する場合は委員になることができません。 ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
応募方法	推薦書または応募届出書に必要事項を記入し、農業委員会事務局に持参または郵送にて提出ください。 ＊推薦書・応募届出書の用紙は農業委員会事務局で配布または市ホームページからもダウンロードできます。 http://www.city.ioso.lg.jp 受付 平日の午前8時30分から午後5時15分 郵送 令和8年3月16日(月)必着	
受付期間	令和8年2月12日(木)から令和8年3月16日(月)	
応募状況の公表	受付期間中及び期間終了後に農業委員会事務局での閲覧、市ホームページで公表します。(2回)	
選考・選任方法	提出された応募・推薦の内容に基づき、次の点を重視します。常総市の農業の現状を理解し、今後の常総市の発展に資する方、住民等から信頼を得ている方、農地等の利用の最適化に熱意をもって活動できる方。	農業委員会総会にて選考し、各担当地区1名を委嘱します。 ＊担当区域は、裏面「農地利用最適化推進委員担当区域」を参照願います。
選考結果の通知	選考結果については書面をもって応募した全員に通知します。 ＊電話等での結果に関する問い合わせにはお答えできません。	
委員の任期	令和8年7月31日から 令和11年7月30日	令和8年7月31日から 令和11年7月30日
報酬	会長 (月額) 53,000円 会長代理 (月額) 47,000円 委員 (月額) 42,000円 委員共通 (年額) 農業委員会の活動成果等に対するの交付金の範囲内で、各委員の活動実績に応じた額	委員 (月額) 21,000円
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> 農地調査会(地区)及び総会に毎月出席 農地法に係る農地の権利移動、農地転用等の許可、違反転用への対応 農地パトロールによる遊休農地の発生防止及び解消、農地利用状況調査 農地の集積・集約化など、農地利用最適化の推進に関する施策の意見決定、地域における話し合いの場への参加、戸別訪問等 	<ul style="list-style-type: none"> 農地調査会(地区)に毎月出席 推進委員会議に出席(年3回開催) 担当地区内におけるの現場活動 農地パトロールによる遊休農地の発生防止及び解消、農地利用状況調査 農地の集積・集約化など、農地利用最適化の推進に関する地域における話し合いの場への参加、戸別訪問等
問い合わせ先	〒303-8501 常総市水海道諏訪町3222番地3 常総市農業委員会事務局 ☎ 0297-23-9013(直通)	

農地利用最適化推進委員担当区域

区 名	区 域
第 1 区	水海道高野町，水海道天満町，水海道亀岡町，水海道本町，水海道元町，水海道栄町，水海道宝町，水海道諏訪町，水海道橋本町，水海道森下町，水海道淵頭町，水海道山田町及び水海道川又町
第 2 区	小山戸町，相野谷町，中山町，平町，十花町，東町，大崎町，箕輪町，兵町，長助町及び新井木町
第 3 区	沖新田町，三坂新田町，福二町，上蛇町及び川崎町
第 4 区	中妻町及び三坂町
第 5 区	豊岡町
第 6 区	笹塚新田町，横曾根新田町，五郎兵衛新田町，伊左衛門新田町，大生郷新田町及び大生郷町
第 7 区	羽生町，大輪町及び花島町
第 8 区	坂手町
第 9 区	内守谷町
第 1 0 区	菅生町
第 1 1 区	大塚戸町
第 1 2 区	本石下，新石下，大房，東野原，山口，平内及び収納谷
第 1 3 区	館方，豊田，本豊田及び曲田
第 1 4 区	原宿，小保川及び若宮戸
第 1 5 区	向石下，篠山，蔵持，蔵持新田，杉山，国生，岡田及び中沼
第 1 6 区	鴻野山，鴻野山新田，古間木新田，古間木沼新田，古間木，馬場新田，大沢及び大沢新田
第 1 7 区	馬場，栗山新田，左平太新田，孫兵衛新田及び崎房